

下記のとおり手数料を定めております。 職業紹介における個別の手数料率は別途契約書にて定めるものです。

なお、求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>0 円</u>
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>25 %</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>25 %</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。